

が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道
 十八 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行なう事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業
 十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業二十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道

二十一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業
 二十二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業
 二十三 前各号に掲げる施設又は事業場に係る工場、作業場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）以外の工場等で、当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの（危険物等の範囲）

第五条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次のとおりとする。
 一 消防法第二条第七項に規定する危険物又は前条第六号に規定する毒物若しくは劇物（石油類、火薬類又は高圧ガス以外のものに限る。）
 二 原子力基本法（昭和三十一年法律第八十六号）第三条第一号に規定する核燃料物質
 三 危険物の規制に関する政令別表第四の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類
 四 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十年政令第百二十九号）第三条第一項（地震防災応急計画で定めるべき事項）
 第六条 法第七条第四項の政令で定める事項は、第五号に規定する高圧ガス以外の可燃性ガス
 第七条 法第七条第六項の規定による地震防災応急計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による地震防災規程の写しの送

（地震防災応急計画の届出等の手続）

付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他必要な書類添付して行うものとする。
 二 法第七条第六項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第八条第二項の規定による地震防災規程の写しの送付を受けた市町村長は、法第二十三条第五項の規定による要求に係る指示、要請又は勧告に資するため、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、必要な限度において、その写しを都道府県知事、警視監又は道府県警察本部長及び管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるものの長に送付するものとする。

（地震防災派遣の要請手続）

第十一条 法第十三条第二項の規定により地震灾害警戒本部長が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

一 派遣を要請する事由

二 派遣を必要とする期間

三 派遣を希望する区域

四 その他参考となるべき事項

二 前項の派遣の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。
 三 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。
 （市町村長の指示の適用除外）

第十二条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。
 前項の規定にかかるらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

（緊急輸送車両であることの確認）

第十三条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行なう車両であることの確認を行うものとする。
 前項の規定にかかるらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

（市町村長が事務を行うこととする必要がある場合の措置等）

第十四条 都道府県知事は、法第二十七条第四項の規定によりその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする。この場合は、当該事務を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるものに掲示しなければならない。
 二 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
 （市町村長が事務を行うこととする必要がある場合の措置等）

第十五条 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
 二 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

（公用令書の交付等）

第十六条 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

（公用令書の交付等）

第十七条 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

（公用令書の交付等）

第十八条 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

（公用令書の交付等）

第十九条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれをを行わなければならぬ。ただし、緊急を要するため標示を設置す

取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

6 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。

(避難状況等の報告)

第十六条 法第二十八条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

一 避難の経過に関する報告、避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対応して应急に執られた措置その他当該事態に対処するため必要なと認める措置に関する事項。

二 避難の完了に関する報告、避難場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要なと認める措置に関する事項。

前項第一号の報告は当該危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに、同項第二号の報告は地震防災強化計画に基づく避難に係る措置が完了した後速やかに、行うものとする。

(地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告)

第十七条 法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

(法第三十一条第二項の規定による交通の禁止又は制限の手続)

第十八条 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれをを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 前項の規定による交通の禁止又は制限を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならない。

3 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならない。

するときは、あらかじめ当該道路の管理者の意見を聽かなければならぬ。

4 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ関係都道府県の公安委員会に禁止又は制限の対象、区間及び期間を通知しなければならない。

5 地震防災訓練の広報等) 法第三十二条第一項に規定する者は、より歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならぬ。

6 地震防災訓練を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならぬ。

7 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

8 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

9 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

10 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

11 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

12 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

13 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

14 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

15 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

16 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

17 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

18 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

19 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

20 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

21 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

22 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

23 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

24 地震防災訓練の実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

1 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年七月一日)から施行する。

2 附 則 (昭和六三年一二月二七日政令第二〇九号) 抄

3 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

4 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

5 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

6 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

7 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

8 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

9 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

10 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

11 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

12 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

13 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

14 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

15 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

16 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

17 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

18 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

19 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

20 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

21 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

22 附 則 (昭和六三年一二月二九日政令第二一〇号) 抄

1 附 則 (平成九年二月一九日政令第二〇九号) 抄

2 附 則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第二一〇号) 抄

3 附 則 (平成一〇年一月二六日政令第二一〇号) 抄

4 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

5 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

6 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

7 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

8 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

9 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

10 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

11 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

12 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

13 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

14 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

15 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

16 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

17 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

18 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

19 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

20 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

21 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

22 附 則 (平成一〇年一月二九日政令第二一〇号) 抄

